

はしがき

「私たちは、私たちが嫌悪……するような意見の表明を抑圧しようとする試みにたいしてたえず警戒を怠ってはならない」。これは、あるアメリカの最高裁判事が残した有名な警句である（Holmes, J., dissenting opinion, *Abrams v. United States*, 250 U.S. 618, 630 (1919)）。

日本国憲法において表現の自由が保障されてからすでに70年の時が経過している。しかし、いまだに表現の自由を規制しようとする動きは随所に見られる。私たちはたしかに表現の自由の規制に対する警戒を怠ってはならない。

ただし、表現の自由の規制は常に同じ形をとって現れるわけではない。規制は私たちにとって馴染み深い形をとることもあれば、新しい形をとって現れることも少なくない。そうしたことも視野に入れながら表現の自由の規制に対してもたえず警戒的である必要がある。

他方で、表現の自由の保障を当たり前のものであり受けておけるのではなく、なぜ表現の自由を保障すべきなのか、そしてどのように保障すべきなのかを常に考えておく必要がある。その意味では、表現の自由を保障する意味や、保障の仕方に対しても私たちは絶えず警戒を怠ってはならない。そうでなければ表現の自由の保障は生命力を失う。

今からおよそ30年前、日本におけるアメリカ憲法訴訟の研究が隆盛を極め、その精緻化が急速に進んだ時点で、改めて「なぜ表現の自由を優越的に保障すべきか」という原理論的な問いを発することにより、その後の表現の自由論に対して決定的な影響を及ぼしたのが、奥平康弘『なぜ「表現の自由」か』（東京大学出版会、1988年）であった。本書の題名を奥平先生の古典的著作とほぼ同じものにしたのは、その時々の問題状況に即して、「なぜ表現の自由か」と問い続けることが、表現の自由の保障の生命力を維持する最善の方法であると考えられるからである。

本書は、こうした問題意識に基づいて編集されている。

本書は二部構成の形をとる。Ⅰ部では、今日、表現の自由はなぜ保障されるべきなのか、どのような問題を念頭において保障の意味を考えるべきか、どのように保障すべきかといった問題を取り扱い、これまでの憲法学の成果を確認し、現在、どのようなことを考えるべきか、新たな課題を設定しようと試みた。Ⅱ部では、いくつかのトピックを取り上げて、表現の自由を取り巻く現在の状況を確認する。取り上げた具体的な問題が、なぜ、そしてどのように表現の自由とかわるかを示そうと試みた。本書を手にとられた読者のみなさんには関心のあるところから読んでいただいて結構である。

編者3人に対し、法律文化社から、表現の自由に関する理論的・実践的課題に取り組む著書の刊行についてお話があったのは、2015年2月のことである。上記のような問題意識を共通に持っていた我々は、この大変貴重な機会をぜひ生かしたいと考え、憲法学界の比較的若手の優秀な研究者の方々の協力を求めることにした。幸いにも、皆さんが期待どおりのすぐれた論稿をお寄せくださり、本書を刊行できる運びとなった。

出版事情の厳しいなか、法律文化社の小西英央氏には大変きめ細やかなお世話をいただいた。執筆者一同を代表して厚く御礼を申し上げたい。

2017年4月

阪口正二郎・毛利透・愛敬浩二